

喜多方市立第二中学校同窓会規約

- 第1条 本会は喜多方市立第二中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は母校内におく。
- 第3条 本会の目的は会員相互の親睦を深め、母校の発展に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 母校各種事業の協力
(2) 親睦会、講演会などの開催
(3) その他、必要な事項
- 第5条 本会は次の会員を以て組織する。
(1) 会員 喜多方市立第二中学校卒業生又は途中転学者で希望する者
PTA経験者で同窓会長が推挙する者
(2) 特別会員 母校現職員と旧職員及び会長の推挙する者
- 第6条 本会に次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 3名
(3) 幹事長 1名
(4) 幹事 若干名
(5) 監査 2名
(6) 庶務会計 若干名
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
会長は会を統理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代行する。
幹事長・幹事は、会長の命により会務を掌理し、企画運営にあたる。
庶務会計は、庶務会計の事務を掌理する。
監査は、会計事務を監査する。
- 第8条 会長・副会長・監査は総会において会員より選出する。
幹事は会長が委嘱し、幹事長は幹事の互選とする。
庶務会計は会長が委嘱する。
- 第9条 役員の仕事は2カ年とする。ただし再任は妨げない。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。
- 第11条 本会は2年に1回(役員改選時)総会を開催する。なお総会の議長は会長が務める。
- 第12条 本会の経費は会員の入会金及び雑収入をもってこれにあてる。必要に応じて臨時に徴収することができる。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
役員任期の中間年は、年度の会計報告を役員会に報告する。
- 第14条 本会の改廃は総会の決議による。

付則

- 本会計は昭和53年4月8日より施行する。
本規約は、平成19年9月1日に一部改正する。
本規約は、平成22年6月12日に一部改正する。(幹事長・幹事は会長の名による)
本規約は、平成26年6月27日に一部改正する。(顧問をおいた)
本規約は、平成30年4月1日に一部改正する。(会費を500円値上げした)
本規約は、令和元年6月21日に一部改正する。(5条PTA経験者を付記)